

# 令和4年度〔2022年度〕 特別区民税・都民税（住民税）申告の手引き



この申告書は、**昨年この申告書を提出した方**や住民税の**申告が必要と思われる方**などにお送りしています。  
**ご申告の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。**

住民税は、国税である所得税とは別に、勤務先から送付される給与支払報告書、所得税の確定申告書および住民税の申告書などの資料〔前年（1～12月）中の所得〕に基づき、1月1日現在の住所地の区（市町村）が税額を計算し、これを納税者の方に通知して、納税していただく仕組みになっています。

## 申告が必要な方

令和4年1月1日現在、練馬区に居住し、前年（1～12月）中に所得のあった方

- ※ 所得がある方でも次の項目の「申告をしなくてもよい方」に該当する場合は申告不要です。
- ※ 給与や公的年金等の源泉徴収票に記載の控除内容のほかに、医療費控除、生命保険料控除などの控除の追加がある方は住民税の申告が必要です。

## 申告をしなくてもよい方

- 1 所得税の確定申告書を税務署に提出する方
- 2 前年（1～12月）中の収入が給与所得のみで、勤務先から練馬区へ給与支払報告書が提出されている方  
※ 勤務先の給与担当者に必ず確認してください。  
※ 勤務先に届けている住所が住民票と異なる方は、申告書裏面4に記入し、提出してください。
- 3 前年（1～12月）中の収入が公的年金等収入のみで、支払者から練馬区へ公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、医療費控除、生命保険料控除などの控除の追加がない方
- 4 前年（1～12月）中の収入がなかった方、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみを受給されている方、所得が一定額以下のため住民税が課税されない方  
※ 下記の「所得がなかった場合の申告」についてもご確認ください。

## 所得がなかった場合の申告

令和4年1月1日現在、練馬区に居住し、前年（1～12月）中に所得がなかった方も、次に該当する場合は、申告書裏面の「1 令和3年中に収入（所得）がなかった方の記入欄（申出書）」に記入し、提出してください。

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療制度、介護保険等に加入している方（**保険料の算定資料となります。**）  
※ 申告により、所得が一定基準以下の場合には、保険料が減額され、また70歳以上の高齢者については医療機関での一部負担金の割合が決まります。介護保険は、所得により保険料段階が決まります。
- 2 就学援助費、障害年金などを受給している方、または受給予定の方
- 3 都営住宅の入居、扶養親族の申請、金融機関からの借入れなどの理由により、非課税証明書を必要とする方  
※ 申告書の提出がない方には、非課税証明書が交付できません。

## 申告に必要なもの

- 1 申告書
- 2 収入および経費のわかるもの ・ ・ 源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書等
- 3 所得控除の明細書・証明書 ・ ・ 医療費控除の明細書、国民年金保険料・生命保険料等の証明書、障害者手帳等  
(ただし、源泉徴収票に控除額が記入されている場合や所得がなかった場合は不要です。)  
**(注)明細書等の添付がないと控除が認められない場合があります。**
- 4 **マイナンバーの番号確認と身元確認ができる書類**  
(1)マイナンバーカード【番号確認と身元確認】  
(2)マイナンバーが記載された住民票の写し等【番号確認】および運転免許証、健康保険証等【身元確認】  
※ 上記2・3の書類は、**令和3年1月分から12月分**のものです。  
※ 上記3の障害者手帳および上記4の書類は、**郵送の場合写し**を同封してください。なお、郵送で健康保険証の写しを同封する場合は、**保険者番号および被保険者等記号・番号を塗りつぶしてください。**

## 郵送

同封の返信用封筒（切手不要）に上記「申告に必要なもの」記載の必要書類を入れてお送りください。

- ※ 入りきらない場合は、ご自身で封筒を用意し切手を貼ってお送りください。
- ※ 申告書の控に受付印が必要な方は、別紙の控に申告書と同じ内容を書き、返信先の住所・氏名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合は控の返送はできません。

所得の種類と収入金額・必要経費

所得の種類		収入の内訳	必要経費
給与 <sup>㉔</sup>		給料、専従者給与、賃金、賞与またはアルバイト・パート、日雇いなどの日給や時間給で賃金を受けた収入の合計額 <b>源泉徴収票添付</b>	記入の必要はありません。 〔給与所得については〕 別表1を参照
雑	公的年金等 <sup>㉕</sup>	年金(厚生年金・国民年金・軍人恩給・公務員の共済年金など)の合計額 <b>源泉徴収票添付</b> ○遺族年金、障害年金等は非課税所得です(裏面1㉓)に記入)。	記入の必要はありません。 〔公的年金等の雑所得については〕 別表2を参照
	業務 <sup>㉖</sup>	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの	収入を得るために支出した金額
	その他 <sup>㉗</sup>	生命保険契約に基づく年金(個人年金・互助年金)、職業としていない人の原稿料・印税や講演料など	収入を得るために支出した金額
営業等 <sup>㉘</sup>		卸売業、小売業、飲食店などの営業から生じた収入の合計額 医師、弁護士、作家、俳優、外交員などの自由職業や農業などによる収入の合計額	収入を得るために支出した金額 ・雇人費 ・地代家賃 ・租税公課の一部 ・売上げの原価 ・減価償却費 ・修繕費 ・借入金の利子
不動産 <sup>㉙</sup>		家賃、地代、土地や家屋の権利金などから生じた収入の合計額	所得の種類により異なります。
配当 <sup>㉚</sup>		株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などから生じた収入の合計額 ○未上場株式配当については、金額にかかわらず住民税の課税対象となり、申告が必要です。 ○上場株式等の配当(大口株を除く)は、配当支払者等から都民税配当割が特別徴収されているため申告不要です。	資産の取得費と譲渡に要した費用など(特別控除額50万円)
総合譲渡 <sup>㉛</sup>		土地建物等以外の資産(特許権・ゴルフ会員権など)の譲渡から生じた収入の合計額(保有期間が5年超は長期)	収入を得るために支出した金額
一時 <sup>㉜</sup>		賞金、懸賞の当選金品、生命保険の満期返戻金、競馬や競輪の払戻金など一時的な収入の合計額 ○一時所得の計算(収入-必要経費-特別控除50万円)×1/2	

別表1 給与所得の速算表

給与収入	給与所得
0~1,618,999	給与収入-550,000
1,619,000~1,619,999	1,069,000
1,620,000~1,621,999	1,070,000
1,622,000~1,623,999	1,072,000
1,624,000~1,627,999	1,074,000
1,628,000~1,799,999	※ $\text{A} \times 2.4 + 100,000$
1,800,000~3,599,999	※ $\text{A} \times 2.8 - 80,000$
3,600,000~6,599,999	※ $\text{A} \times 3.2 - 440,000$
6,600,000~8,499,999	給与収入×0.9-1,100,000
8,500,000以上	給与収入-1,950,000

※ $\text{A}$ =給与収入金額÷4(割った後、千円未満の端数を切り捨てます)  
※一定の要件を満たす場合、所得金額調整控除が適用され、上表で算出された給与所得から一定額が控除されます。

別表2 公的年金等の雑所得速算表

年齢	公的年金等収入金額	雑所得
65歳以上 昭和32年 1月1日 以前生	0~3,299,999	年金収入-1,100,000
	3,300,000~4,099,999	年金収入×0.75-275,000
	4,100,000~7,699,999	年金収入×0.85-685,000
	7,700,000~9,999,999	年金収入×0.95-1,455,000
	10,000,000以上	年金収入-1,955,000
65歳未満 昭和32年 1月2日 以降生	0~1,299,999	年金収入-600,000
	1,300,000~4,099,999	年金収入×0.75-275,000
	4,100,000~7,699,999	年金収入×0.85-685,000
	7,700,000~9,999,999	年金収入×0.95-1,455,000
	10,000,000以上	年金収入-1,955,000

※公的年金等雑所得以外の所得の合計が、1,000万円超2,000万円以下の方には10万円、2,000万円超の方には20万円が、上記の表で算出された雑所得に加算されます。

別表3 〈旧制度〉生命保険料控除

区分	支払った保険料の金額	各区分ごとの控除額
「一般生命」 「個人年金」 保険料	15,000円以下	全額
	15,001円~40,000円	支払額の1/2+7,500円
	40,001円~70,000円	支払額の1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円

別表4 〈新制度〉生命保険料控除

区分	支払った保険料の金額	各区分ごとの控除額
「一般生命」 「個人年金」 「介護医療」 保険料	12,000円以下	全額
	12,001円~32,000円	支払額の1/2+6,000円
	32,001円~56,000円	支払額の1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円

各区分の控除額の合計は、新旧どちらの制度でも70,000円が限度額です。

別表5 地震保険料控除

区分	支払った保険料の金額	地震保険料の控除額
地震保険	50,000円以下	支払額の1/2
	50,001円以上	25,000円
旧長期 損害 保険	5,000円以下	全額
	5,001円~15,000円	支払額の1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

両区分を支払った場合の控除額の合計は25,000円が限度額です。

別表6 配偶者控除

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	配偶者	老人配偶者
9,000,000円以下	33万円	38万円
9,000,001円~9,500,000円	22万円	26万円
9,500,001円~10,000,000円	11万円	13万円

※合計所得金額が48万円以下の配偶者(「同一生計配偶者」という)であっても、納税義務者の合計所得金額が10,000,001円以上の場合は、別表6「配偶者控除」、別表7「配偶者特別控除」が適用されません。ただし、その同一生計配偶者に障害がある場合には、障害者控除の適用を受けることは可能です。

別表7 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額と控除額		
	9,000,000円以下	9,000,001円~9,500,000円	9,500,001円~10,000,000円
480,001円~1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001円~1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001円~1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001円~1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001円~1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001円~1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001円~1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001円~1,330,000円	3万円	2万円	1万円

所得控除の種類	控除内容・控除額	
医療費控除	前年中に支払った、あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のための医療費 控除額 (医療費－保険金等の補てん額)－{総所得金額等×5%(10万円を限度)} 【セルフメディケーション税制】 控除額 (スイッチOTC医薬品購入費－12,000円)	限度額 200万円 限度額 8万8千円 明細書添付
社会保険料控除	前年中に支払った健康保険、国民年金(証明書原本添付)、介護保険、雇用保険などの保険料 控除額 支払保険料全額	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)、心身障害者扶養共済掛金 控除額 支払掛金全額	証明書原本添付
生命保険料控除	前年中に支払った一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険の保険料 控除額 それぞれの区分ごとに別表3、別表4で算出した額の合計	証明書原本添付(一契約年額9,000円以下の旧一般生命保険は除く)
地震保険料控除	前年中に支払った地震保険の保険料および平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の保険料 控除額 地震保険と長期損害保険について、それぞれ別表5で算出した額の合計	証明書原本添付
雑損控除	前年中に受けた、あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者・その他の親族にかかわる災害や盗難または横領による住宅や家財の損害 控除額 右記の(1)、(2)のいずれか多い金額 (1) (差引損失額)－(総所得金額等×10%) (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円 ※ 差引損失額 = 損失金額 - 保険金等で補てんされる金額	証明書原本添付
配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	控除額 別表6で算出した額
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超から133万円以下の場合	控除額 別表7で算出した額
扶養控除	あなたと生計を一にする親族(他の親族に扶養されていない方に限る)の合計所得金額が48万円以下の場合 一般扶養・・・特定扶養と老人扶養に該当しない配偶者以外の扶養親族 〔平成15年1月2日～平成18年1月1日に生まれた方〕 〔昭和27年1月2日～平成11年1月1日に生まれた方〕 特定扶養・・・(平成11年1月2日～平成15年1月1日に生まれた方) 老人扶養・・・(昭和27年1月1日以前に生まれた方) 同居老親等・・・老人扶養親族で、あなたまたは配偶者のいずれかと同居を常況としており、そのいずれかの直系尊属である場合	控除額 33万円 控除額 45万円 控除額 38万円 控除額 45万円
寡婦・ひとり親控除	ひとり親・・・あなたが婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(※)がいる単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合 ※生計を一にする子・・・総所得金額等が48万円以下で、他の人の配偶者控除・扶養控除の対象になっていない方 寡婦・・・あなたがひとり親控除に該当せず、つぎのいずれかに該当する場合 ・夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の場合 ・夫と死別した後婚姻しておらず、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の場合(この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません) ※ひとり親・寡婦控除とも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。	控除額 30万円 控除額 26万円
障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族の方が障害者である場合 障害者・・・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 または同程度の障害がある方 特別障害者・・・身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級 または同程度の障害がある方 特別障害者の方を同居で扶養している場合は23万円を加算	控除額 26万円 控除額 30万円 証明書(手帳の写しなど)添付
勤労学生控除	あなたが学生、生徒で合計所得金額が75万円以下でかつ勤労によらない所得が10万円以下の場合	控除額 26万円 証明書(在学証明書・学生証の写しなど)添付
基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の方に適用される控除です。記入の必要はありません。	控除額 15～43万円

## 税額控除

### 【寄附金税額控除】

前年中に都道府県、区市町村、東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部へ寄附した場合、あるいは東京都または練馬区が条例で指定した団体へ寄附した場合は、申告書表面の「**5** 税額控除 寄附金に関する事項」に記入のうえ、**寄附金の受領証明書などを添付**してください。

〔練馬区〕が指定した寄附先についてのお問い合わせ・・・税務課

〔東京都〕が指定した寄附先についてのお問い合わせ・・・東京都主税局課税部課税指導課 ☎03-5388-2956

### 【特別区民税・都民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)】

所得税から控除しきれない金額について住民税から税額控除する制度です。この税額控除の適用を受けるためには、確定申告または年末調整の手続きが必要です。練馬区への申告は原則不要です。

### 【対象となる方】

平成24年～令和3年の間に入居した方で、令和3年分の所得税において、住宅ローン控除の適用がある場合で、所得税から控除しきれなかった額のある方

## 令和4年度 特別区民税・都民税(住民税)の主な変更点

### 1 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年12月31日までの入居者が対象とされました。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となりました。

※注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで  
分譲住宅などは令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

### 2 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方自治体からの子育てに係る助成等については、非課税とされました。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成です。例えば、次のようなものが該当します。

- (1) ベビーシッターの利用料に対する助成
  - (2) 認可外保育施設等の利用料に対する助成
  - (3) 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
- ※上記の助成と一体として行われる助成についても対象となります。  
(例 生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

その他の改正内容については、練馬区ホームページ(「税制改正」で検索)をご覧ください。

## 【重要】医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」が必要です

平成30年度の住民税の申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は必要なくなりました。また令和3年度以降、医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必須となりました。領収書の添付では、控除を認められませんのでご注意ください。

**申告場所** 練馬区役所本庁舎 4階 税務課 (〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1)  
**受付時間** 午前8時30分～午後5時(土日祝休日を除く)  
**問合せ先** 練馬区 税務課 ☎03-5984-4537(直通)

## 税務署からのお知らせ

次のような方などは、所得税の確定申告が必要です。詳しくは、下記の税務署へおたずねください。

- ◎ 事業所得や不動産所得のある方で所得の合計金額が、所得税の配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- ◎ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ◎ 1か所から支払いを受ける給与所得以外の各種所得の合計金額が20万円を超える方
- ◎ 2か所以上から給与等の支払いを受けている方
- ◎ 給与所得のみの方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除および住宅借入金等特別控除などの適用を受ける方
- ◎ 公的年金等の収入が400万円以下で、当該年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ◎ 外国の公的年金等の支給を受けている方

練馬東税務署 栄町23-7 ☎03-6371-2332	練馬西税務署 東大泉7-31-35 ☎03-3867-9711
〒176・179の地域 富士見台・南田中・高野台・谷原・三原台の地域	〒178の地域 〒177の左記練馬東税務署管轄地域外の地域

固定資産税・不動産取得税については、練馬都税事務所 ☎03-3993-2261  
個人事業税・法人事業税・法人都民税については、豊島都税事務所 ☎03-3981-1211 までおたずねください。